

記 録

令 和 8 年 5 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和8年5月28日（木）

記 録

令和8年5月農業委員会定例総会議事録

令和8年5月農業委員会定例総会を令和8年5月28日（木）午後3時00分から日向市役所4階 委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（12名）

2番	細川 豪 邦	3番	甲 斐 英 教
4番	前川 ふじ子	5番	平野 直 樹
7番	海野 善 文	8番	鈴野 浅 夫
9番	治田 健	10番	松木 親 則
11番	山本 恵子	12番	黒木 耕 作
13番	池田 慶子	14番	新名 浩

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	岩田 政 詞	16番	黒木 義 行
17番	橋口 泉	18番	菊田 泰 徳
19番	佐藤 力	20番	田代百合子
21番	河野 美 紀	22番	黒木 博
23番	海野 茂 実	24番	伊東 松 実
25番	溝口 一文	26番	黒木 藤 市
27番	黒木 敬 治	28番	黒木 豊 喜
29番	山口 佐知男	30番	児玉 克 朗

欠席委員（2名）

1番	股野 満 男	6番	山本 孝 志
----	--------	----	--------

事務局出席者

事務局 長	寺原 君 保	事務局 長 補 佐	柏田 高 宏
主任 主 事	黒木 信 介	主任 主 事	井本 彩

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

11番 山本 恵子

12番 黒木 耕作

日程第2

議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5号第1項の規定による許可申請について

議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用
集積等促進計画について

議案第28号 非農地証明願いについて

議案第29号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況
について

報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第23号 取消願について

報告第24号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会長代理

1 1 番

1 2 番

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 ただ今から、令和 8 年日向市農業委員会 5 月定例総会を開会します。
 日程第 1 議事録署名委員については、1 1 番山本恵子委員、1 2 番黒木耕作委員を指名します。よろしくお願ひします。
 次に、日程第 2 議案審議に入ります。
 最初に、議案第 2 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 1 6、1 7 は関連がありますので併せて説明します。
 土地の所在地はどちらも平岩、1 6 が畑が 5 筆で 9, 4 5 5 m²、1 7 が畑が 1 4 筆で 3 7, 9 6 4 m²です。1 6、1 7 の譲受人は親子で、果樹園の経営移譲を受けるためにそれぞれ申請されました。受付番号 1 7 の譲受人は市外在住ですが、自宅から園地まで一般道で 3 5 分と、通作距離としては問題ないと思われまふ。
 受付番号 1 8、土地の所在地は東郷町八重原、田が 1 筆で 1 6 5 m²です。売買による所有権移転で、所有権移転後は米を作付けされると伺っています。
 受付番号 1 9、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 1 筆で 6 1 m²です。贈与による所有権移転で、所有権移転後は野菜を作付けされると伺っています。
 受付番号 2 0、土地の所在地は平岩、田が 3 筆、畑が 1 筆で 2, 2 8 6 m²です。親子間の贈与による所有権移転で、所有権移転後は米と果樹を作付けされると伺っています。
 全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
 以上 5 件、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 番号 1 8 担当の 2 4 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 4 番委員 2 4 番委員です。別に問題ありません。

議長 番号 1 9 担当の 1 7 番委員から補足があれば説明をお願いします。

1 7 番委員 1 7 番委員です。別に問題ありません。

議長 番号 2 0 担当の 2 5 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 5 番委員 2 5 番委員です。別に問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等
 はございませんか。
 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 2 4 号については許可することに決定します。
 ここで休憩します。

記 録

事務局長 議案第25号の番号7は、委員案件となっております。21番河野美紀委員は、ご退室をお願いします。

議長 再開します。次に、議案第25号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号7、土地の所在地は美々津町、地目は畑、面積は1,378㎡です。転用目的は農業用倉庫兼農業用作業場です。議案書に追認とありますように、既に転用済みとなっております。申請人にお話を伺ったところ、申請人の配偶者が生前、農地法の許可が必要なることを知らずに昭和62年頃に転用してしまっていたとのことで、始末書も提出されています。

申請地は10ヘクタール以上の一団の農地に隣接するため1種農地に区分されますが、転用目的が農業用施設であるため、1種農地の不許可の例外規定に該当するため、立地基準は満たしていると判断しました。

また、一般基準につきましては、既に転用済みであることから資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。

以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いたします。

議長 事務局から説明のありました本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第25号については承認することに決定します。

ここで休憩します。

事務局長 21番河野美紀委員は、ご入室をお願いします。

議長 再開します。
次に、議案第27号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてについてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 番号18、土地の所在地は財光寺、畑が1筆で2,197.36㎡です。新規の賃貸借権の設定で、期間は令和8年7月1日から4年9ヶ月、米を作付けされると伺っています。

番号19、土地の所在地は平岩、田が1筆で1,728㎡です。新規の賃貸借権の設定で、期間は令和8年7月1日から5年で野菜を作付けされると伺っています。

以上2件、皆さまのご審議をお願いします。

議長 事務局から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませんか。

特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第27号については承認す

記 録

- 議長 することに決定します。
次に、議案第28号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号9、土地の所在地は平岩、田が2筆で786㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 番号9担当の25番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 25番委員 25番委員です。別に問題ありません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等
はございませんか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第28号については証明書を交付することに決定します。
次に、議案第29号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況についてであります。事務局から説明をお願いします
- 事務局 農業委員会事務の実施状況等については、農業委員会等に関する法律第37
条で農業委員会は事務の実施状況等を公表しなければならないと規定されてい
ることから、今回、議案として審議していただくものでございます。
それでは、内容について説明します。
Ⅰ「農業委員会の状況」では、管内の耕地面積や農家数、農業委員会の体制
等を記載しております。令和7年度当初の目標に対する実績について記されて
います。
Ⅱ「最適化活動の実施状況」につきまして、現状及び課題、目標及び実績等
については、記載のとおりです。令和7年度の新規集積は20haとなっていま
す。遊休農地については、新規発生が14.8haです。新規参入については実績
0となりました。
農業委員会としての目標の達成状況は目標に対して期待を上回る結果となり
ました。
続きまして、Ⅲ「事務の実施状況」ですが、昨年度1年間の許可申請等につ
いてまとめています。
ここまでの、議決後ホームページ等で公表を行う事項となっています。ここ
までについては、質疑等により適宜修正を行いたいと思います。個別の活動実
績、成果実績については参考として記載していますが、あくまで個人評価です
のでこちらはそのままとさせていただきたいと思います。
説明は以上となります。皆様のご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 事務局から説明のありました本案件について、ご質問、ご意見はございませ
んか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)

記 録

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第29号については原案のとおりとします。
以上をもちまして、議案の審議を終了します。
続きまして、報告第21号から24号までについて、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 最初に、報告第21号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書33ページから37ページまでです。
届出件数は7件、土地は田4筆、畑5筆で面積は4,238㎡です。
転用目的につきましては、個人住宅等であります。
次に、報告第22号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書38ページから41ページまでです。
通知件数は5件、耕作者死亡などによる合意解約であり、土地は田9筆で面積は8,409㎡であります。
次に、報告第23号取消願についてです。議案書42ページから43ページまでです。
届出件数は1件であり、農地法第5条についての取消しです。
以上、報告第21号から報告第23号について、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることをご報告いたします。
最後に、報告第24号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書44ページから47ページまでです。
令和8年3月の定例総会で可決した農地法第4条申請2件及び第5条申請1件について、県知事から許可が下りていることをご報告いたします。
以上となります。

議長 事務局長からの報告案件について、ご質問、ご意見はございませんか。
特にないようですので、報告案件を終了します。
以上をもちまして、令和8年日向市農業委員会5月定例総会を閉会します。